

認可地縁団体の手引き

令和7年6月

八尾市 人権ふれあい部

コミュニティ政策推進課

目次

はじめに

I 制度の概要

1. 地縁による団体とは…………… 1
2. 申請できる団体…………… 1

II 認可申請手続き

1. 認可の要件…………… 2
2. 認可申請のながれ…………… 3
3. 認可申請時の提出書類…………… 4
4. 認可及び告示について…………… 6

III 認可後の地縁団体

1. 認可地縁団体の性格…………… 7
2. 認可地縁団体の義務…………… 7
3. 認可告示後の手続き等…………… 9

IV 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

1. 特例制度の概要…………… 11
2. 特例の適用を受けるための要件…………… 11
3. 特例制度申請のながれ…………… 12
4. 特例制度申請時の提出書類…………… 13
5. 申請後の手続き…………… 14

V 認可の取り消しと解散

1. 認可の取り消し	15
2. 解散	15
3. 清算	16

VI 合併

1. 合併制度の概要	18
2. 合併の認可要件	18
3. 合併の申請手続きのながれ	19
4. 合併の認可申請時の提出書類	21
5. 合併の認可及び認可後の手続き	23

はじめに

これまで、町会や自治会等は、「権利能力なき社団」と位置付けられ、法人格を有しなかったことから、集会所等の不動産を所有していても、町会や自治会等の団体名義で不動産の登記をすることができませんでした。

このため、代表者の個人名義か構成員全員の名義で登記しなければならず、登記名義人の転居や死亡などにより、町会等の構成員でなくなった場合に、名義の変更や相続など様々な問題が生じる可能性がありました。

こうした問題に対処するため、平成3年に地方自治法の一部が改正され、地縁による団体が一定の手続きを行い、市の認可・告示を受けることで法人格を取得することが可能となり、団体名義で不動産登記ができるようになりました。

また、令和3年には認可地縁団体の認可の目的が見直され、地縁による団体は不動産等の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うことを目的に、認可を受けることが可能となりました。

I 制度の概要

1. 地縁による団体とは

地方自治法第260条の2第1項において、地縁による団体は、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されており、区域に住所を有することのみを構成員の資格としているものです。したがって、町会（自治会）のように、一定の区域に住所を有する者は誰でも構成員となれる団体は、地縁団体といえます。

2. 申請できる団体

認可制度の対象となる団体は、区域内の全住民が誰でも構成員となることができる町会（自治会）のような地縁による団体に限られ、スポーツや伝統芸能などの特定の活動だけでなく、広く地域的な共同活動を行うものである必要があります。

【参考】 申請できない団体の例

- 活動の目的が限定されている団体
 - ▶スポーツ活動、伝統芸能保存活動等、特定の目的のみを持つ団体。
- 構成員に対して、住所以外の要件を必要とする団体
 - ▶高齢クラブ、子ども会、婦人会、マンションの管理組合等、住所以外に年齢や性別などの要件を必要とする団体。

Ⅱ 認可申請手続き

1. 認可の要件

認可を受けるためには、地方自治法第 260 条の2第2項に定める以下の4つの要件を全て満たしている必要があります。

① 地域的な共同活動を行っていること

その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

② 明確な区域が設定されていること

その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

③ 区域に住所を有するすべての個人が構成員になれること

その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

④ 規約を定めていること

地方自治法に沿った規約を定めていること。

2. 認可申請のながれ

1 町会等の中で認可申請について話し合い



●町会の中で、認可申請を行い、法人格を取得するかを話し合います。

2 コミュニティ政策推進課に事前相談、規約案などの作成。



●書類の作成等をコミュニティ政策推進課に相談。

3 総会の開催



●既存の規約がある場合は、それに従い総会を開催し、申請書類を作成。

(協議事項)

(作成資料)

- | | |
|-------------------|-----------|
| ①規約の承認…………… | 規約 |
| ②認可申請することの議決…………… | 総会議事録 |
| ③構成員の確定…………… | 構成員名簿 |
| ④代表者の選出…………… | 代表者の就任承諾書 |
| ⑤区域の確定…………… | 区域を明示した地図 |

4 申請



●認可申請書に以下の資料を添付し、コミュニティ政策推進課へ提出。

(提出書類) ※詳細は、4～5ページ

- ①規約
 - ②総会議事録の写し
 - ③構成員の名簿
 - ④良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
 - ⑤申請者が代表者であることを証する書類
- (その他提出書類)
- ①裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無を記載した書類
 - ②代理人の有無を記載した書類
 - ③区域を明示した地図

5 審査



6 認可・告示

(告示事項)

- ①名称 ②規約に定める目的 ③区域 ④主たる事務所 ⑤代表者の氏名及び住所

- ⑥裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
⑦代理人の有無 ⑧規約に解散の事由を定めたときは、その事由 ⑨認可年月日

3. 認可申請時の提出書類

☐ 認可申請書（様式1）

☐ 規約

▶規約には、地方自治法第 260 条の2第3項に従い、次の8項目を定める必要があります。なお、それ以外の事項が定められていても構いません。

(1)目的

- ▶良好な地域社会の維持・形成のための地域的な共同活動（住民相互の連絡、環境整備、集会施設の管理等）を目的に定める必要があります。
- ▶地縁による団体の権利能力の範囲を明確にする程度に、活動内容をできる限り具体的に定めてください。

(2)名称

- ▶地方自治法上、団体の名称についての制限はありませんが、他の法令において名称の使用制限がある場合は、その規定に従う必要があります。

(3)区域

- ▶字、地番、住居表示番号で表示してください。道路や河川等などの客観的なものによる表示方法でも構いません。

例）「〇〇町〇丁目全域」や「〇〇町〇番地から〇番地まで」等

(4)主たる事務所の所在地

- ▶地縁による団体の住所になります。事務所は、「代表者の自宅に置く」、または「集会所に置く」等の記載もできますが、団体の唯一の事務所として、団体内部での連絡や会合等に最も適したところとすることが望ましいです。

(5)構成員の資格に関する事項

- ▶区域に住所を有する個人が全て構成員になれること及び正当な理由がない限り加入を拒んではならないことを必ず定めなければなりません。なお、法人や団体は構成員とはなれませんが、賛助会員となることはできます。
- ▶加入及び脱退等の資格得喪手続きをできる限り定めてください。

(6)代表者に関する事項

- ▶代表者の選出方法、任期、職務等を規定します。また、地方自治法第 260 条の5から同法第 260 条の 10 の規定が適用されますので留意してください。

(7)会議に関する事項

- ▶通常総会や臨時総会、役員会の開催方法、招集方法、議決方法、議決事項等を定めてください。また、地方自治法第 260 条の 13 から同法第 260 条の 19 の規定が適用されますので留意してください。

(8)資産に関する事項

- ▶保有資産の構成（負債は含まず）、取得、管理の方法及び処分の方法等を規定します。また、地方自治法第 260 条の4の規定により、財産目録の作成が義務づけられていますので、留意してください。

- 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
 - ▶認可申請する旨を決定した総会の議事録の写しで、議長と議事録署名人の署名または記名押印のあるもの。
- 構成員の名簿
 - ▶構成員全員の氏名及び住所が必要です。名簿に記載するのは、世帯単位ではなく、構成員の個人名であることに留意してください。
- 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
 - ▶総会に提出された前年度の事業報告書及び決算書、当該年度の事業計画書、予算書等、地縁団体の活動の実績を示す書類。
- 申請者が代表者であることを証する書類（様式2）
 - ▶申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録で、議長及び議事録署名人の署名または記名押印したものの写しと、申請者が代表者になることを受諾したことを証する署名または記名押印のある承諾書。
- 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無を記載した書類（様式3）
 - ▶民事保全法に基づく、裁判所による代表者の職務執行の停止等がある場合は、その旨の記載が必要です。
- 代理人の有無を記載した書類（様式3）
 - ▶地方自治法第260条の8、第260条の10による代理人がある場合は、その旨の記載が必要です。
- 区域を明示した地図
 - ▶規約で定める区域を囲んで表示した地図。

4. 認可及び告示について

地縁団体の代表者による認可の申請後、書類審査を経て、市長による認可、告示を行います。この告示により、認可地縁団体は法人となったこと及び告示事項を第三者に対抗できることとなりますので、法務局への法人登記は必要ありません。

告示される内容は、以下のとおりです。

（告示事項）

- ①名称
- ②規約に定める目的
- ③区域
- ④主たる事務所
- ⑤代表者の氏名及び住所
- ⑥裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
- ⑦代理人の有無
- ⑧規約に解散の事由を定めたときはその事由
- ⑨認可年月日

Ⅲ 認可後の地縁団体

1. 認可地縁団体の性格

- (1) 法律上、権利義務の主体となることができ、法人格を有します。
- (2) 不動産登記簿上、団体の名義で登記ができます。
- (3) 認可後も公共団体その他行政組織の一部ではありません
(地方自治法第 260 条の2第6項)。
 - ▶ 認可により権利能力を取得した後も、住民により任意的に組織された団体であり、法律上でも公法人とはなりません。
- (4) 正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではなりません
(地方自治法第 260 条の2第7項)。
- (5) 民主的な運営の下に自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的扱いをしてはなりません(地方自治法第 260 条の2第8項)。
- (6) 特定の政党のために利用してはなりません(地方自治法第 260 条の2第9項)。

2. 認可地縁団体の義務

(1) 告示した事項の変更 (地方自治法第 260 条の2第 11 項)

認可された地縁団体の代表者や事務所の所在地をはじめとする告示事項の内容に変更が生じた場合は、市長への届出が必要となりますので、以下の書類を揃えてコミュニティ政策推進課まで提出してください。なお、届出があった場合は、変更があった事項及びその内容について市長が告示します。この告示があるまでは、変更があった事項及びその内容について、第三者に対抗することができませんのでご注意ください。

(提出書類)

- ☐ 告示事項変更届出書 (様式7)
- ☐ 告示された事項に変更があった旨を証する書類 ▶ 総会議事録の写し等
- ☐ 就任承諾書 (様式8・9) ▶ 代表者が変更した場合

(2) 規約の変更 (地方自治法第 260 条の3)

認可地縁団体の規約を変更する場合は、総構成員の四分の三以上の同意を得たうえで、コミュニティ政策推進課に以下の書類を提出し、市長の認可を受ける必要があります。新しい規約の効力は市長の認可を受けてその効力が生じます。

(提出書類)

- ☐ 規約変更認可申請書 (様式 10)
- ☐ 変更後の規約
- ☐ 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- ☐ 規約変更を総会で議決したことを証する書類 ▶ 総会議事録の写し

※ 総会議事録の写しは、いずれも、告示した事項又は規約を変更することについて決定した総会の議事録の写しで、議長と議事録署名人の署名または記名押印のあるものとなります。

(3)財産目録の作成と備え置き（地方自治法第 260 条の4第1項）

認可を受けるとき及び毎事業年度終了の時に財産目録作成し、常にこれを事務所に備え置いてください。

(4)構成員名簿の作成と備え置き（地方自治法第 260 条の4第2項）

構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに訂正してください。

(5)代表者について（地方自治法第 260 条の5、第 260 条の6）

認可地縁団体は、一人の代表者を置く必要があります。代表者は団体のすべての事務について代表権を有しますが、規約や総会の決議に従わなければなりません。

(6)総会開催の義務（地方自治法第 260 条の 13、第 260 条の 19 の2）

認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開いてください。

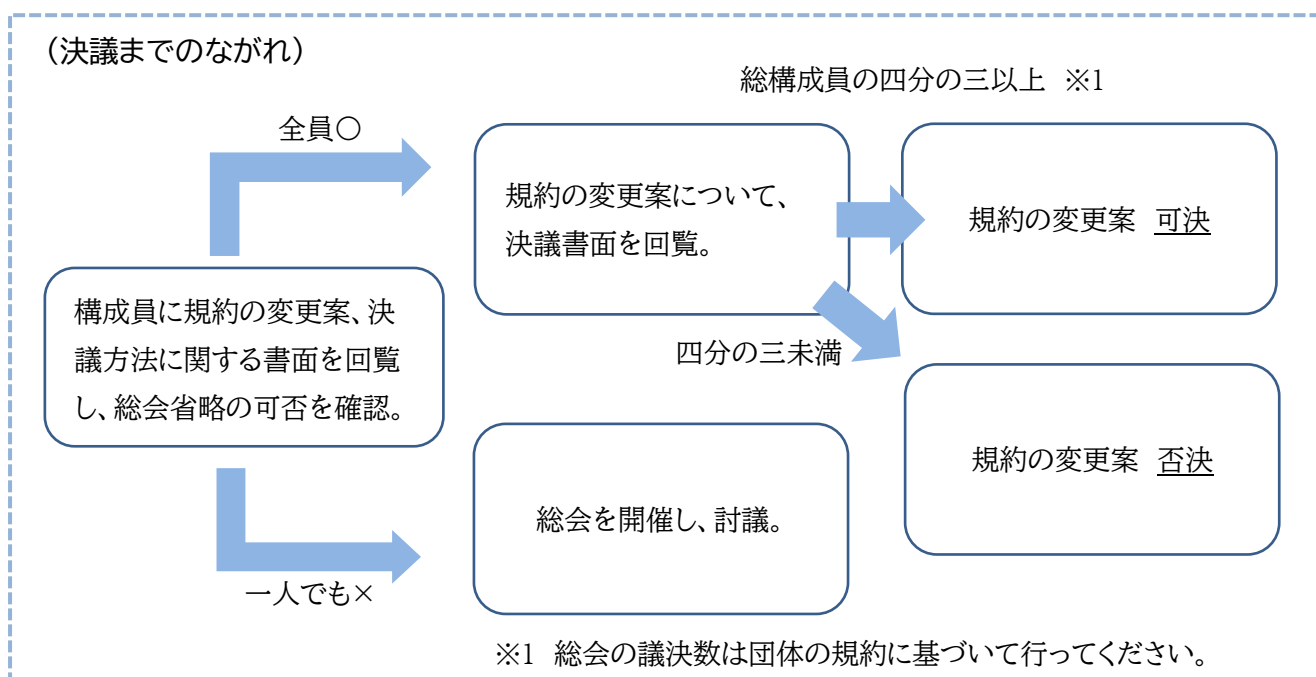
なお、地方自治法の一部が改正され、令和4年8月 20 日から、認可地縁団体の総会については、書面又は電磁的方法による開催が可能となりました。開催方法は以下のとおりです。

※電磁的方法とは、電子メールなどによる送信、ウェブサイト、アプリケーションを利用した表決、情報を磁気ディスク等に記録して交付する方法などがあります。

(7)書面又は電磁的方法による総会の開催方法

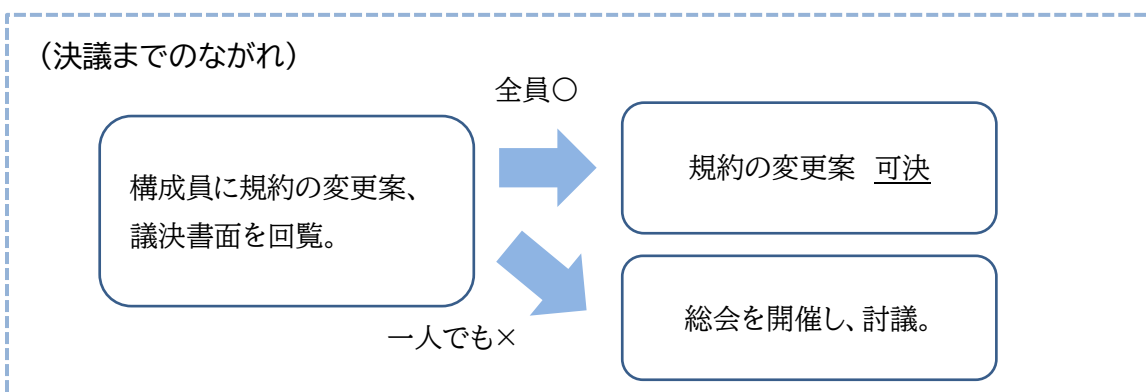
◎総会の開催省略と議案の議決を別に回覧する場合（地方自治法第 260 条の 19 の 2第1項）

総会の決議事項に関して、総会を開催せず、書面または電磁的方法による決議を行っても良いか会員に確認します。全員の承諾が得られた場合には、総会を開催せずに、決議事項についての賛否を問い、書面又は電磁的方法により決議を行うこととなります。この場合には、通常どおりの決議要件が適用されます。



◎総会の開催省略と議案を一緒に回覧する場合（第260条の19の2第2項）

総会の決議事項に関して、会員全員の書面または電磁的方法による同意があり、当該決議事項に、会員全員が賛成の場合には、書面または電磁的方法による決議があったものとします。



3. 認可告示後の手続き等

(1)法人の設立届の提出及び各種税金について

認可を受けた地縁団体は、法人格を有するため、八尾市 市民税課、大阪府 中河内府税事務所、八尾税務署(収益事業を行わない場合は不要)に、それぞれ法人設立の届出が必要になります。詳しくは、各窓口にお問い合わせください。また、認可地縁団体に係る税金については、以下のとおりです。

税の種類		認可を受けた地縁団体		お問合せ先
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合	
市税	法人市民税	均等割額のみ課税 ※申請による減免措置あり	法人税額、 均等割額 ともに課税	八尾市 市民税課 072-924-3832
	固定資産税等	評価額を基に課税 ※申請による減免措置あり	評価額を基に課税	八尾市 資産税課 072-924-9365
府税	法人府民税	均等割額のみ課税 ※申請による減免措置あり	課税	大阪府 中河内府税事務所 06-6789-1221
	法人事業税	非課税	課税	
	不動産取得税	課税 ※申請による減免措置あり	課税	
国税	法人税	非課税	課税	八尾税務署 072-992-1251
	登録免許税	課税	課税	

※減免の対象や申請方法等については、各お問い合わせ先にご確認ください。

(2)認可地縁団体について告示した事項に関する証明書の請求

コミュニティ政策推進課に請求を行うことにより、認可地縁団体であることの証明を受けることができます。法務局への不動産登記にはこの証明書が必要になります。1通につき300 円の手数料が必要です。

(3)印鑑登録、印鑑登録証明書の発行及び印鑑登録廃止手続き

不動産登記等に必要な地縁団体の印鑑登録を行うことができます。代表者本人または代理人がコミュニティ政策推進課において認可地縁団体の代表者に係る印鑑の登録をした後、証明書発行の請求をすることができます。また、印鑑登録が不要となったときや登録した印鑑を紛失したときは、印鑑登録を廃止します。なお、代表者の変更等、登録資格に変更があったときは、職権で認可地縁団体の印鑑登録を抹消することになりますので、ご注意ください。

(印鑑登録の手続きに必要なもの)

- ☐ 認可地縁団体印鑑登録申請書
- ☐ 登録を予定する団体の印鑑
- ☐ 代表者個人の印鑑
- ☐ 代表者個人の印鑑登録証明書
- ☐ 本人確認資料 ▶運転免許証等

(印鑑登録の証明書請求に必要なもの)

- ☐ 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書 ▶交付手数料 1通300円
- ☐ 登録を受けた認可地縁団体の印鑑
- ☐ 代表者個人の印鑑
- ☐ 本人確認資料 ▶運転免許証等

※代理人が登録及び証明書請求をする場合は、上記のほか、委任状や代理人の印鑑等が必要となります。詳細は、お問い合わせください。なお、代理人は、地縁団体の認可手続きを行った際に届け出た代理人に限ります。

(4)不動産登記

法務局で土地及び建物の名義を団体名義で登記することができます。

お問合せ先
大阪法務局東大阪支局 所在地:東大阪市高井田元町2丁目8番10号 東大阪法務合同庁舎 電話:06-6782-5413

IV 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

1. 特例制度の概要

認可された地縁団体は、団体名義で不動産登記を行うことが可能となりますが、登記名義人の所在が知れない場合やすでに故人となっていて、その相続人の所在が不明であるために、所有権移転登記手続きに必要な承諾書が用意できず、名義変更の手続きが滞る事例がありました。

このようなことに対処するために、地方自治法の一部が改正され、平成 27 年4月1日から、一定の要件を満たした認可地縁団体が一定期間所有(占有)していた不動産であって、表題部所有者もしくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人の全て又は一部の所在が知れない場合、市長が一定の手続きを経て証明書を発行することにより、認可地縁団体が登記申請を行うことができるようになりました。

なお、不動産登記は対抗要件としての公示制度と位置づけられるものであり、当該不動産の所有権の有無を確定させるものではありません。

2. 特例の適用を受けるための要件

- (1) 認可地縁団体は、地方自治法第 260 条の 46 第1項に定める次の4つの要件を全て満たした場合に限り、登記の特例に関する申請ができます。

- ①当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- ②当該認可地縁団体が当該不動産を 10 年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること。
- ③当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること。
- ④当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

- (2) 認可地縁団体は、市長に対して上記4つの要件を疎明するに足りる資料を添えて公告を求める申請を行います。
- (3) 市長は申請が相当と認めるときは、総務省令の定めによる3か月以上の公告を行います。
- (4) 登記関係者等が公告期間中に異議を述べなかったときは、登記関係者の承諾があったものとみなされ、市長の通知文書によって所有権保存登記や移転登記手続きを進めることができます。

3. 特例制度申請のながれ

1 コミュニティ政策推進課に事前相談



- 書類の作成等をコミュニティ政策推進課に相談。
- 地縁団体名義にする不動産の所有者を把握、所在が判明している登記関係者から、地縁団体名義への変更(特例適用申請)の同意を取得。

2 総会の開催



- 規約に従い総会を開催し、申請書類を作成。
(協議事項) (作成資料)
①申請不動産の所有に至った経緯について議決… 総会議事録
②特例適用を申請する議決…………… 公告申請書

3 申請



- 「所有不動産の登記移転等に係る公告申請書」(様式1)に以下の資料を添付し、コミュニティ政策推進課へ提出。
(提出書類) ※詳細は 13 ページ
①不動産の登記事項証明書
②申請不動産に関し、地方自治法第 260 条の 46 第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
③申請者が代表者であることを証する書類
④地方自治法第 260 条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足る資料(その他提出書類)
申請不動産の公図

4 受理・疎明資料の確認



5 公告



- (公告事項)
①申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
②申請不動産に関する事項
③異議を述べることができる者は、登記関係者等(表題部所有者もしくは所有権の登記名義人もしくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者)である旨。
④異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

6 情報提供

- 登記関係者等が異議を述べなかった場合、登記関係者の承諾があったものとみなし、市長は、認可地縁団体に対し、書面で公告結果の情報提供を行います。
- 登記関係者等が異議を述べた場合、市長は、その旨を書面で認可地縁団体に対し通知します。

4. 特例制度申請時の提出書類

特例を受けようとする認可地縁団体は、以下の書類を揃えて、市長に申請を行います。

(提出書類)

- ☐ 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書（様式1）
- ☐ 申請不動産の登記事項証明書
- ☐ 申請不動産に関し、地方自治法第 260 条の 46 第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類 ▶総会議事録の写し等
- ☐ 申請者が代表者であることを証する書類
 - ▶代表者選任時の総会議事録の写し又は代表者就任承諾書等及び、運転免許証等本人確認資料。
- ☐ 申請要件に該当することを疎明するに足りる資料(地方自治法第 260 条の 46 第1項各号)
- ☐ 申請不動産の公図

申請要件に該当することを疎明するに足りる資料(地方自治法第 260 条の 46 第1項各号)

- ①当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- ②当該認可地縁団体が当該不動産を 10 年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること。

(①②の疎明資料)

- ☐ 申請不動産を所有又は占有している事実が記載された「事業報告書」等
- ☐ 申請時点と 10 年以上前の時点における以下のいずれかの資料
 - ・公共料金の支払領収書
 - ・固定資産税 公課証明書
 - ・閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本
 - ・旧土地台帳の写し 等
- ▶上記資料の入手が困難な場合は、その理由書と併せて、隣地所有者や地域の実情に精通した者による証言を記載した証言書、占有を証する写真等を提出。

- ③当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること。

(③の疎明資料)

- ☐ 登記名義人が構成員であることが確認できる以下のいずれかの資料
 - ・認可地縁団体の構成員名簿
 - ・墓地の使用者名簿(申請不動産が墓地である場合)
- ▶上記資料の入手が困難な場合は、その理由書と併せて、地域の実情に精通した者による証言を記載した証言書を提出。

- ④当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

(④の疎明資料)

- ☐ 所在が知れないことを証明する以下のいずれかの資料
 - ・登記記録上の住所での住民票及び住民票の除票が存在しないことを証明した書面(八尾市では、市民課で不在住証明書が発行されます。一通 300 円)。
 - ・登記記録上の住所宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨の証明。
 - ・不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等による登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した証言書。

5. 申請後の手続き

(1) 公告

市長は、申請書を受理した後、以下の内容について3か月以上の公告を行います。

- ①申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
- ②申請不動産に関する事項
- ③異議を述べることができる者は、登記関係者等(表題部所有者もしくは所有権の登記名義人もしくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者)である旨。
- ④異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

(2) 異議を述べる者が現れなかった場合の手続き

公告期間中に異議が述べられなかったときは、認可地縁団体が不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があったものとみなされ、認可地縁団体は、公告をしたこと及び登記関係者が公告の期間内に異議を述べなかったことを証する「公告結果(承諾)の情報提供について」(様式3)を受けることになります。

この証する情報を登記所に提供することにより、認可地縁団体は、所有する不動産について、所有権保存登記・所有権移転登記をすることができることになります。

(3) 異議を述べる者が現れた場合の手続き

公告内容に異議がある者は、以下の必要書類を揃えて市長に申し出ることができます。

また、異議の申し出があったときは、市長は申請を行った認可地縁団体に対し、「公告結果(異議申出あり)通知書」によりその旨を通知することになり、特例制度に関する手続きは中止されます。以後、当事者間での協議を経て同意が得られれば、申請を行った認可地縁団体は再度、市に対して公告を求める申請を行うことになります。

(提出書類)

- ☐ 申請不動産の登記移転等に係る異議申出書(様式2)
- ☐ 申出者の住民票の写し
- ☐ 申請不動産の登記事項証明書 等
 - 申出者が表題部所有者又は所有権の登記名義人である場合、
⇒申請不動産の登記事項証明書
 - 申出者が表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人である場合、
⇒申請不動産の登記事項証明書、戸籍謄抄本
 - 申出者が所有権を有することを疎明する者である場合、
⇒所有権を有することを疎明する資料

V 認可の取り消しと解散

1. 認可の取り消し

認可地縁団体が認可要件のいずれかを欠くことになった場合、又は不正な手段により認可を受けたときは、認可を取り消すことがあります。

2. 解散

(1) 認可地縁団体の解散事由

- ①規約で定めた解散事由の発生
- ②破産手続開始の決定
- ③認可の取り消し
- ④総会の決議
- ⑤構成員が相当数を満たさなくなったとき
- ⑥合併(合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る)

(2) 総会における解散の決議

認可地縁団体の解散には、まず総会で解散の決議が必要になります。規約において、解散決議に関する特別の定めがある場合は、その数の同意を、それ以外の場合は総構成員の四分の三以上の同意を得る必要があります。この総会では、以下の事項について決定する必要があります。

- ①解散することについての意思決定
- ②清算人の確認(もしくは清算人の選任)
- ③残余財産の帰属先の確認(残余財産があると見込まれる場合のみ)

(3) 清算人の選任

認可地縁団体が解散(破産手続開始の決定及び合併を除く)する場合、代表者が清算人となります。ただし、規約に別段の定めがある場合や総会において代表者以外の者を選任したときはその限りではありません。清算人の職務は以下のとおりです。

- ①現務の終了
- ②債権の取立て及び債務の弁済
- ③残余財産の引渡し

(4) 解散時における届出

総会において、解散の決議、清算人の選任、残余財産の帰属先の決議後は、市長に対し解散の届出を行う必要があります。

(提出書類)

☐ 解散届出書(様式 13)

☐ 解散を総会で議決したことを証する書類

(議長及び議事録署名人が署名または記名押印した総会議事録の写し)

(5)告示

認可地縁団体の解散時は、認可と同様に市長が告示を行います。

(告示事項)

①名称 ②区域 ③主たる事務所

④清算人の氏名及び住所 ⑤解散事由 ⑥解散年月日

(6)解散に関する税関係の手続き

解散した認可地縁団体は、税関係の手続きを速やかに行う必要があります。手続きの詳細については、以下までお問い合わせください。

お問合せ先	収益事業なし	収益事業あり
八尾市 市民税課 (072-924-3832)	法人解散の届出	法人解散の届出
大阪府 中河内府税事務所 (06-6789-1221)	法人解散の届出	法人解散の届出
八尾税務署 (072-992-1251)	不要	法人解散の届出

3. 清算

認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督により行うことになります。

清算人は、職務である現務の結了、債権の取立て及び債務の弁済、残余財産の引渡しを行います。なお、実際に認可地縁団体が解散されていても清算が結了するまでは、清算の目的の範囲内において、団体は存続しているものとみなされます。

(1)債権の取立て及び債務の弁済

清算人は、就任後遅滞なく、解散の公告(2か月以上)を行い、債権者への債権申出の催促を行わなければなりません。また、すでに把握している債権者がいる場合には、個別に債権者に対して催促する必要があります。公告の方法は、官報への掲載によって行うことが義務付けられています。なお、これらを怠ると過料に処されるおそれがあります。

(2)残余財産の引渡し

解散した認可地縁団体の財産は、破産手続開始の決定及び合併による解散を除き、規約で指定した者に帰属します。

規約で帰属権利者を指定していない、又はその者を指定する方法を定めなかった場合は、総会の決議を経てから、市長の認可を得たうえで、団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができます。この場合、他の認可地縁団体や類似の目的を有する公益を目的とする事業を行う法人に帰属させることが適当であると考えられます。そのため、営利法人等を帰属権利者とすることは、認可地縁団体の目的に鑑み適当ではありません。なお、処分されない財産は市に帰属します。また、認可したときは、市から申請者に通知します。

(提出書類) ※規約で帰属権利者を定めていない場合のみ

☐ 残余財産処分認可申請書(様式 14)

☐ 財産目録

- ☐ 残余財産の帰属者の同意書
- ☐ 残余財産の処分について総会で議決したことを証する書類
(議長及び議事録署名人が署名または記名押印した総会議事録の写し)

(3)清算の完了

清算人は、現務の結了、債権の取り立てと債務の弁済、残余財産の引き渡しを行い、最終年度の決算書を作成します。清算期間満了後、上記の事務が完了したら、再度総会を開催して承認を得ます。清算人は、認可地縁団体の清算が完了したときは、市長に対し、清算結了の届出をする必要があります。

(提出書類)

- ☐ 清算結了届出書(様式 16)
- ☐ 清算の結了について総会で議決したことを証する書類
(議長及び議事録署名人が署名または記名押印した総会議事録の写し)

(4)告示

清算結了時は、市長が告示を行います。これにより、解散手続きが完了します。

(告示事項)

- ①名称
- ②区域
- ③主たる事務所
- ④清算人の氏名及び住所
- ⑤清算結了年月日

お問合せ先
大阪地方裁判所 所在地:大阪市北区西天満 2 丁目 1 番 10 号 電話:06-6363-1281

VI 合併

1. 合併制度の概要

これまで認可地縁団体の合併に関する規定は定められていませんでしたが、昨今の人口減少や少子高齢化により、認可地縁団体においても構成員の減少や役員のなり手不足が深刻化する中で、現在の体制では活動を維持できない認可地縁団体が全国的に多数発生していました。

このような中、令和3年地方分権改革に関する提案募集において、人材不足等により単体での活動が困難となっている認可地縁団体が、将来にわたって活動を継続していくため、合併の規定の創設や解散の手続の簡素化を求める提案がなされました。また、旧法下で実質的合併と同様の効果を得ようとした団体からは「権利義務について個別に承継が必要となり煩雑」、「解散に伴う清算手続が財政的に負担」といった声が上げられていました。

このことから、従来に比べて認可地縁団体の合併のニーズが高まっていること、その中で地方からも合併の規定の創設や解散の手続の簡素化を求める具体的な声が上がっていること、旧法下の運用では手続の煩雑さや財政的負担といった観点から認可地縁団体にとって負担が大きく限界があること等に鑑み、地方自治法及び地方自治法施行規則において認可地縁団体の合併に関する規定が新設されました。これにより、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができるようになりました。

2. 合併の認可要件

認可地縁団体が合併する場合、規約や区域等の変更があるため、あらためて市長の認可を受ける必要があります。合併の認可を受けるためには、地方自治法第260条の2第2項を準用し、以下の4つの要件を全て満たす必要があります。

- ①区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていると認められること。
- ②区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- ③区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
- ④規約を定めていること。

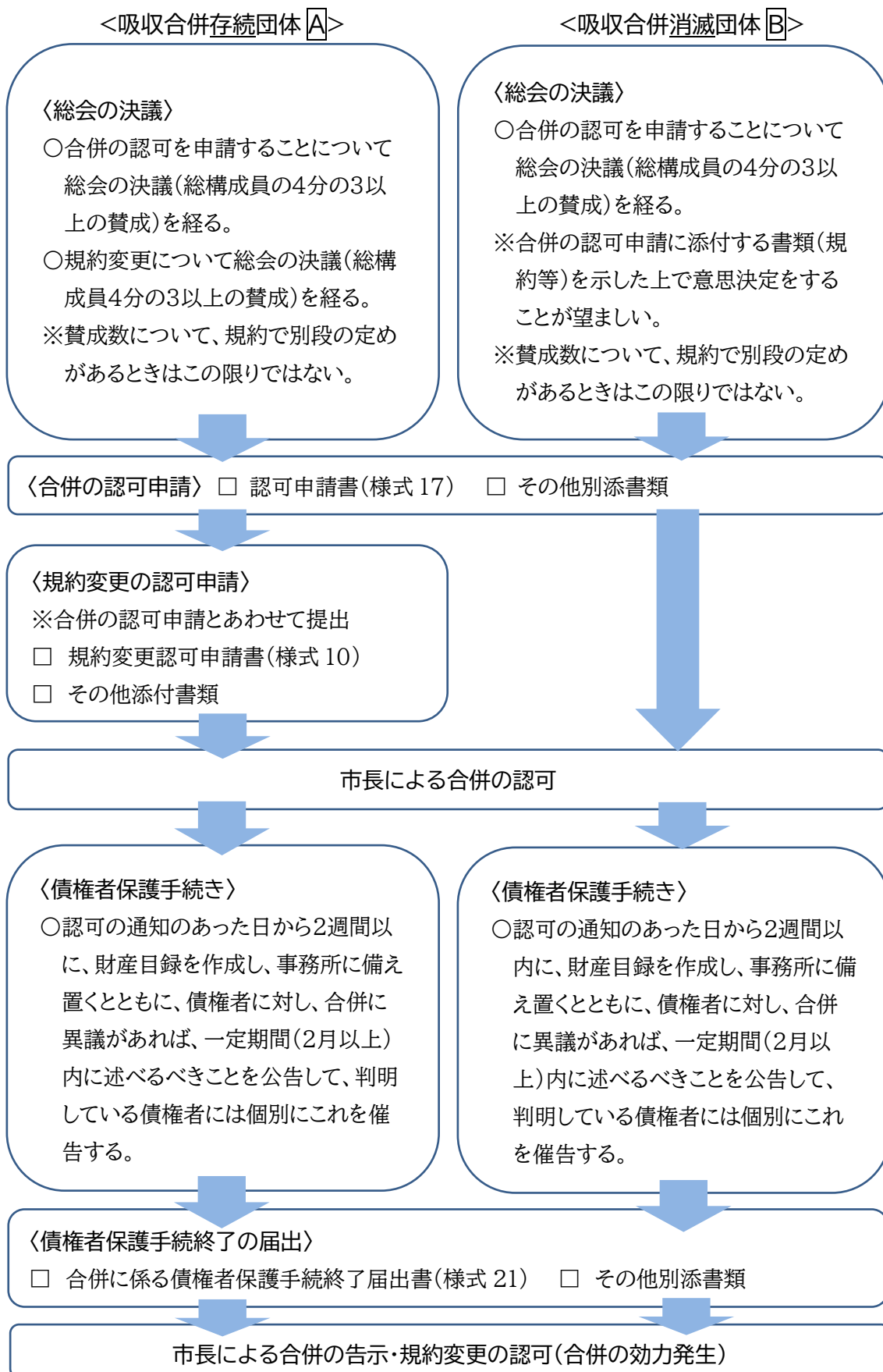
合併方法は「吸収合併」と「新設合併」に分けられます。吸収合併は「認可地縁団体 A」が「認可地縁団体 B」を吸収する形の合併です。新設合併は「認可地縁団体 A」と「認可地縁団体 B」が合併して「認可地縁団体 C」を設立する形の合併です。

新設合併の場合、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければなりません。

また、合併後に存続する認可地縁団体または合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務（活動に関する行政庁の認可や処分に基いて有する権利義務）を承継します。

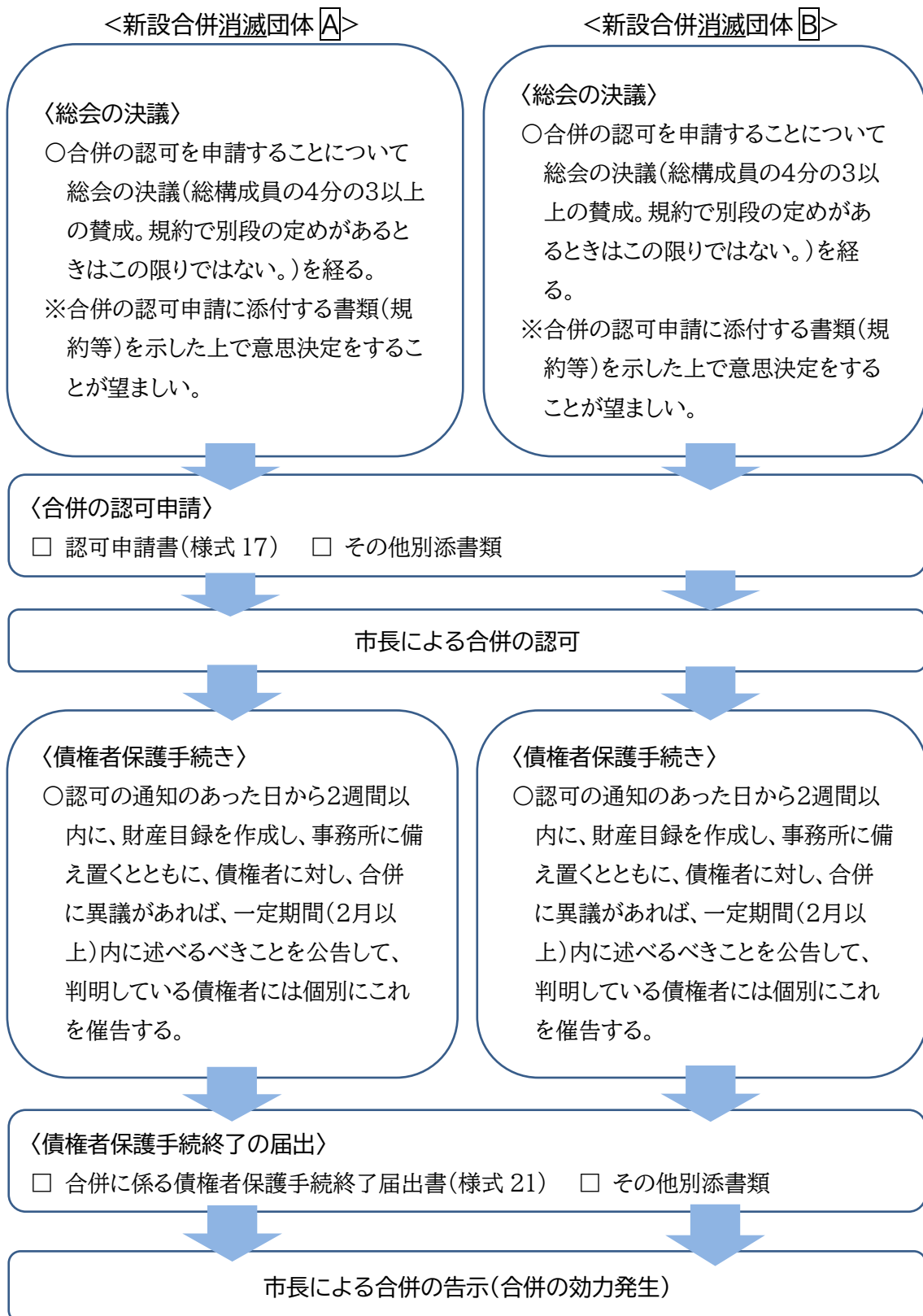
3. 合併の申請手続きのながれ

(1) 吸収合併(認可地縁団体 **A** が認可地縁団体 **B** を吸収する形の合併)



(2)新設合併

(認可地縁団体 **A** と認可地縁団体 **B** が合併して認可地縁団体 **C** を設立する形の合併)



4. 合併の認可申請時の提出書類

- 認可申請書（様式 17）
- 合併後の認可地縁団体の規約
 - ▶規約には、地方自治法第 260 条の2第3項に従い、次の8項目を定める必要があります。なお、それ以外の事項が定められていても構いません。

(1)目的

- ▶良好な地域社会の維持・形成のための地域的な共同活動（住民相互の連絡、環境整備、集会施設の管理等）を目的に定める必要があります。
- ▶地縁による団体の権利能力の範囲を明確にする程度に、活動内容をできる限り具体的に定めてください。

(2)名称

- ▶地方自治法上、団体の名称についての制限はありませんが、他の法令において名称の使用制限がある場合は、その規定に従う必要があります。

(3)区域

- ▶字、地番、住居表示番号で表示してください。道路や河川等などの客観的なものによる表示方法でも構いません。
例）「〇〇町〇丁目全域」や「〇〇町〇番地から〇番地まで」等

(4)主たる事務所の所在地

- ▶地縁による団体の住所になります。事務所は、「代表者の自宅に置く」、または「集会所に置く」等の記載もできますが、団体の唯一の事務所として、団体内部での連絡や会合等に最も適したところとすることが望ましいです。

(5)構成員の資格に関する事項

- ▶区域に住所を有する個人が全て構成員になれること及び正当な理由がない限り加入を拒んではならないことを必ず定めなければなりません。なお、法人や団体は構成員とはなれませんが、賛助会員となることはできます。
- ▶加入及び脱退等の資格得喪手続きをできる限り定めてください。

(6)代表者に関する事項

- ▶代表者の選出方法、任期、職務等を規定します。また、地方自治法第 260 条の 5 から同法第 260 条の 10 の規定が適用されますので留意してください。

(7)会議に関する事項

- ▶通常総会や臨時総会、役員会の開催方法、招集方法、議決方法、議決事項等を定めてください。また、地方自治法第 260 条の 13 から同法第 260 条の 19 の規定が適用されますので留意してください。

(8)資産に関する事項

- ▶保有資産の構成（負債は含まず）、取得、管理の方法及び処分の方法等を規定します。また、地方自治法第 260 条の4の規定により、財産目録の作成が義務づけられていますので、留意してください。

- 認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類
 - ▶合併の認可申請する旨を決定した総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人が署名または記名押印したものがが必要です。また、合併後の認可地縁団体の代表者選出に関する議決の内容が含まれている必要があります。
- 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿
 - ▶構成員全員の氏名及び住所が必要です。名簿に記載するのは、世帯単位ではなく、構成員の個人名であることに留意してください。
- 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的を資する活動を現に行っていることを記載した書類
 - ▶合併しようとする認可地縁団体同士が合併に向けて合同で行った打合せの議事録、合併しようとする認可地縁団体が合併を見据えて合同で実施した地域的な共同活動（地域の清掃など）の活動記録等。
- 合併しようとする各認可地縁団体の規約
- 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類（様式 18）
 - ▶申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録で、議長及び議事録署名人が署名または記名押印したものの写しと、申請者が代表者になることを受諾した旨の承諾書で署名または記名押印したものがが必要です。
- 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無を記載した書類（様式 19）
 - ▶民事保全法に基づく、裁判所による代表者の職務執行の停止等がある場合は、その旨の記載が必要です。
- 代理人の有無を記載した書類（様式 19）
 - ▶地方自治法第 260 条の 8、第 260 条の 10 による代理人がある場合は、その旨の記載が必要です。
- 区域を明示した地図
 - ▶規約で定める区域を囲んで表示した地図。

5. 合併の認可及び認可後の手続き

(1) 認可のお知らせ

認可申請後、書類審査を経て、市長による認可を行います。認可後は、市から申請者に通知します。

(2) 合併に係る債権者保護手続き

認可の通知のあった日から2週間以内に財産目録を作成し、事務所に備えおくとともに、債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内(2月以上)に述べるべきことを公告(官報等)し、かつ、判明している債権者に対しては、個別にこれを催告しなければなりません。

(3) 債権者保護手続終了の届出

合併する各認可地縁団体の代表者は、債権者保護手続が終了したときは、市長に対し、「債権者保護手続終了届」をする必要があります。なお、認可をした日から6か月以上経過しても届出が無い場合は、認可を取り消すことがあります。

(提出書類)

- ☐ 合併に係る債権者保護手続終了届出書(様式 21)
- ☐ 地方自治法第 260 条の 40 第2項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第 260 条の 41 第2項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類

(4) 合併の告示

市長は届出を受理後、認可地縁団体の合併を認可した旨を告示し、地縁団体台帳に記載します。合併の認可を受けても告示があるまでは、第三者に対抗することはできません。吸収合併の場合、合併により存続する認可地縁団体の規約変更の認可も同日付で行います。告示後は、市から申請者に通知します。

(告示事項)

- ①合併後の認可地縁団体の名称
- ②合併後の認可地縁団体の規約に定める目的
- ③合併後の認可地縁団体の区域
- ④合併後の認可地縁団体の主たる事務所
- ⑤合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所
- ⑥合併後の認可地縁団体の裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに
職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
- ⑦合併後の認可地縁団体の代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所)
- ⑧合併後の認可地縁団体の規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- ⑨地方自治法第二百六十条の三十九第三項の認可の年月日
- ⑩合併前の各認可地縁団体の名称
- ⑪合併により消滅する認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

（お問 合 せ 先）



八尾市

人権ふれあい部 コミュニティ政策推進課

〒581-0003 八尾市本町一丁目 1 番 1 号(八尾市役所 3 階)

電話番号 072-924-3827

ファックス番号 072-992-1021